公　示　日：2023年11月22日（水）
調達管理番号：23a00726
国　　名：フィリピン
担 当 部 署： 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム
調 達 件 名：フィリピン国バンサモロ地域インフラ事業マネジメント能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：評価分析
（２） 格　付　　：3号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2024年1月中旬から2024年2月下旬
（２） 業務人月： 1.40
（※業務人月のうち、ミンダナオ島派遣期間は 0.60 人月を想定。ミンダナオ島への渡航回数の上限は 1 回で、残る現地業務期間はマニラでの調査日程とする）
（３） 業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
7日	21日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1部
（３） 提　出　期　限：2023年12月6日（水）（12時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知：2023 年 12 月 15 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（道路分野のキャパシティ・ビルディングに係る各種評価調査の実績を高く評価する。）
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国バンサモロ自治区（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao、以下「BARMM」）は、長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、同国内で開発が最も遅れた地域である。BARMM における平和と安定の維持は、地政学的に当該地域・国のみならず東南アジア全体の平和と安定に寄与することから、地域住民の社会経済活動に必要なインフラ開発を通じた貧困撲滅や格差の是正を平和の配当として早期に実現し、2014 年以降の和平を定着させることが極めて重要かつ急務である。

道路インフラに関しては、BARMM 内にある約 10,000km の道路網のうち、中央政府の管理する国道約 1,000km を除いた 9,000km は地方自治体（Local Government Unit、以下「LGU」)の管理道路となっており、BARMM 内広域道路ネットワークから農村と都市を繋ぐ”Farm to Market Road”に至るまで、BARMM 内の均衡のとれた経済発展のために高い重要性を持つが、BARMM 内の道路舗装率は約４割に止まっているなど（国道を除く）、道路ネットワークの整備が進んでいない。また、国道以外の道路区分としては Provincial Road、Municipal Road、Barangay Road 等で構成されており、バンサモロ暫定自治政府（Bangsamoro Transition Authority。以下「BTA」）公共事業省(Ministry of Public Works、以下「MPW」) が整備・管理を所掌する道路は特定されていない。

そのため、現在 MPW は LGU の要望を受けて Barangay と呼ばれる最小単位自治体の管理道路の改良工事等の代行を行うにとどまり、貧弱な幹線道路ネットワーク改善は進展していない。こうした問題は、同自治区の早期の復旧・復興における障壁ともなっている。

MPW は 2019 年 2 月の設立以降、同自治区内の道路ネットワーク計画策定、既存道路改良の促進、等を必要な施策と挙げており、特に「連結性改善のためのミッシングリンク解消（経済・社会発展に資する区間、特に港湾や空港等物流上の要衝の接続）」および「Local Road の舗装改良」を重要戦略として位置付けている（Provincial Road の約 51%、Municipal Road の約 65%が未舗装道路となっている）。

このように自治区内の道路整備は地域の経済発展を通じた和平の定着に重要な役割を期待されているが、MPW は、道路インベントリーおよび計画から事業化に至る業務サイクルの未整備、人材不足、技術力の不足、所管する幹線道路の未指定等の様々な課題に直面しており、BARMM 全体のネットワーク整備・維持管理を行う体制、能力基盤が脆弱な状況にある。かかる状況を踏まえ、フィリピン国政府より BARMM/MPW の道路ネットワーク整備・維持管理に係る能力向上を目的とした本プロジェクトの要請が接到したもの。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトの計画策定に向けて、カウンターパートとの協議や追加の情報収集を行い、実施体制、成果と活動等のプロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の策定を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2024 年 1 月中旬～2024 年 1 月下旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② フィリピン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。

④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2024年1月下旬～2024年2月中旬）

① JICAフィリピン事務所との打合せにより、現地調査時の留意事項等を確認する。

② フィリピン側関係機関との協議にて、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、対処方針案に基づき協議、情報収集等を実施する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、基本的な業務フロー

(b)人員体制、能力強化の必要性等

(c)役割分担、MPW内及び関係機関(DPWH、地方自治政府等)との連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e) MPW の現状・課題や本プロジェクトでの協力ニーズを明らかにする観点から、MPW における道路改善・維持管理に関する業務の実施状況（日常業務、年間計画とその達成状況等）、優先的な課題を把握する。 検討に当たってはコタバトだけでなく、地方（マギンダナオ州或いはラナオ州）の District Engineering Office 及び道路補修現場）の視察も行い、これらの結果も考慮すること。(地方視察に際しての安全対策は、JICA の安全対策措置に従う。)

(f)MPW におけるジェンダー平等や女性のエンパワメント推進に係る取り組み状況や課題を確認する。

エ） 本プロジェクトに関連する関連機関（DPWH）側での活動状況、連携の可能性等

④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings)（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥本プロジェクトでの活動において、ジェンダー主流化として配慮すべき事項について整理する。

⑦実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑧担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

なお、コンサルタント団員による先行調査期間においては、2回程度（各週の金曜日）、官団員との間での進捗状況の共有、団内打合せのためのオン

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

ラインミーティングを実施する。

（３）整理業務（2024 年 2 月中旬～2024 年 2 月下旬）

①帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 2 月 27 日（火）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】３号、業務人月 5.22、(うち紛争影響地域 2.00)であれば、以下の通りとなります。

１．報酬総額

紛争影響地域分 3,160 千円／月×2.00 人月=6,320 千円

通常地域分 2,251 千円×3.22 人月（全体の人月から紛争影響地域分人月を差し引いた値）＋1,622 千円=8,870,220 円

合計 15,190,220 円

（２）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔マニラ⇔コタバト市（一連のチケットとして購入）を標準とします。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 1 月 28 日～2 月 17 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 道路改善・維持管理／能力向上計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することもあります）。

エ） 通訳傭上：なし。

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請TOR

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト（フェーズII）にて作成した道路整備・維持管理ガイドブック

・MPW組織図他の関連情報

② 本業務に関連する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・フィリピン国 バンサモロ包括的能力向上プロジェクト (開発計画策定) ファイナルレポート
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12253613.pdf

・Comprehensive capacity development project for the Bangsamoro development plan for the Bangsamoro : final report ; Sector report 2.
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026061.html

・Bangsamoro infrastructure needs survey in the Republic of the Philippines : final report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039921.html

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/0600935/index.html

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトフェーズIIに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/1000183/index.html

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトフェーズIIIに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/1500434/index.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等

について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上